

工医療提供体制推進事業費補助金概要（令和8年度）

事業 分類	事業区分	事業者				補助率	都道府県 負担率	種目	基準額	対象経費
		都道 府県	地方 公共	公的	民間 他					
	イ 共同利用型病院運営事業	○	○	○	○	1/3	1/3	—	1 地区当たり 71,450(35,720)円×診療日数	共同利用型病院運営事業に必要な給与費
	ウ ヘリコプター等添乗医師等確保事業	○	○	×	×	1/3	1/3	—	添乗者1人当たり 8,190円	ヘリコプター等添乗医師等確保事業に必要な災害補償費
	カ ドクターヘリ導入促進事業	○	○	○	○	1/2	1/2	—	(1) 日中飛行分 (ドクターヘリ運航経費) ア 位置情報把握システムを利用している場合 ク) 年間飛行時間350時間以上 398,289千円×運営月数/12 等 (搭乗医師・看護師確保経費) 17,917千円×運営月数/12 (運航連絡調整員確保経費) 1,942千円×運営月数/12 (ドクターヘリ運航調整委員会経費) 3,542千円 (ドクターヘリレジストリ構築経費) 1,086千円 (緊急フロート管理・脱出訓練経費) 1か所当たり 300千円 (2) 夜間飛行(運航時間延長)分 (ドクターヘリ運航経費) 33,343千円×運営月数/12 (搭乗医師・看護師確保経費) 17,917千円×運営月数/12 (照明器具設置経費) 22,000千円	ドクターヘリの運航に必要な委託費、ドクターヘリ搭乗医師・看護師及び運航連絡調整員の確保に必要な給与費、ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な経費、夜間飛行に必要な経費、ドクターヘリの緊急フロート管理及びドクターヘリの脱出訓練に必要な経費
	ク 自動体外式除細動器(AED)の普及啓発事業	○	×	×	×	1/2	—	—	(協議会経費)406千円 (指導者の養成経費)176千円 (講習会等経費)1,896(初年度は10,963)千円 (消耗品交換普及啓発会議)800千円 (消耗品交換促進事業)1,291千円	AED協議会の開催、AED指導者の養成、AEDの普及のための講習会の開催、AEDの消耗品交換促進等事業に必要な経費
	ケ 救急医療情報センター運営事業	○	×	×	×	1/3	—	—	事業に要した実支出額	救急医療情報センター(広域災害・救急医療情報システム)の運営に必要な経費
	コ 救急・周産期医療情報システム機能強化事業	○	×	×	×	1/2	—	—	35,555千円	救急医療情報システム及び周産期救急情報システムの機能強化(改修)に必要な経費
	サ 救急患者退院コーディネーター事業	○	○	○	○	1/3	1/3	—	1か所当たり 9,724千円×事業月数/12	救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費、委託料
	シ 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業	○	○	○	○	1/2	—	—	1か所当たり 4,701千円×確保月数/12	病院間の患者搬送のための病院救急車の活用促進事業に必要な給与費等
	スト「ドクターヘリ」運航体制緊急支援事業	○	○	○	○	1/2	—	—	(1) 機器確保等経費1か所当たり 410,000千円 ※救急医療対策事業実施要綱第19の2(1)イ及び2(2)イに事業者にあつては、410,000千円×救急医療対策事業実施要綱第19の2(1)イに規定する契約都道府県への飛行時間/年間飛行時間とする。 (2) 訓練費1か所当たり 750千円 (3) 広告経費1か所当たり 1,375千円	ドクターヘリの運航に必要な委託費、整備士に必要な訓練等にかかる必要経費、安全運航のための人材確保に必要な経費

工医療提供体制推進事業費補助金概要（令和8年度）

事業分類	事業区分	事業者				補助率	都道府県負担率	種目	基準額	対象経費
		都道府県	地方公共	公的	民間他					
(2) 周産期医療対策事業	7 周産期医療対策事業	○	×	×	×	1/3	—	周産期医療協議会	638千円	周産期医療対策事業に必要な経費
								周産期救急情報システム事業	事業に要した実支出額	
								相談事業	(専門相談設置費) 264千円×実施月数 (啓発普及費) 199千円	
								周産期医療関係者の研修事業	879千円	
								周産期医療調査・研究事業	1,007千円	
								N I C U入院児支援事業	5,531千円	
						1/2	—	搬送コーディネーター事業	29,625千円	
	イ 総合周産期母子医療センター運営事業 (MFICU)	○	○	○	○	1/3	—	運営費	(特別交付税措置の対象となる公立病院の場合) 2,236千円×病床数×事業月数/12 (それ以外の民間病院等の場合) 6,111千円×病床数×事業月数/12	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な経費
	イ 総合周産期母子医療センター運営事業 (NICU)	○	○	○	○	1/3	—		(特別交付税措置の対象とならない民間病院等の場合) 3,693千円×病床数×事業月数/12	
	イ 総合周産期母子医療センター運営事業 (GCU)	○	○	○	○	1/3	—	運営費	(特別交付税措置の対象とならない民間病院等の場合) 1,758千円×病床数×事業月数/12	
	イ 総合周産期母子医療センター運営事業 (搬送受入促進事業)	○	○	○	○	1/3	—	運営費	1日につき1人当たり 13,570円	
	イ 総合周産期母子医療センター運営事業 (母体救命強化加算)	○	○	○	○	1/3	—	運営費	17,917千円×事業月数/12	
	イ 総合周産期母子医療センター運営事業 (麻酔科医配置加算)	○	○	○	○	1/3	—	運営費	13,103千円×確保月数/12	
	イ 総合周産期母子医療センター運営事業 (臨床心理技術者配置加算)	○	○	○	○	1/3	—	運営費	5,966千円×確保月数/12	
	イ 地域周産期母子医療センター運営事業 (MFICU)	○	○	○	○	1/3	—	運営費	(特別交付税措置の対象となる公立病院の場合) 7,923千円×病床数×事業月数/12 (それ以外の民間病院等の場合) 11,423千円×病床数×事業月数/12	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な経費
	イ 地域周産期母子医療センター運営事業 (NICU)	○	○	○	○	1/3	—		(特別交付税措置の対象となる公立病院の場合) 5,772千円×病床数×事業月数/12 (それ以外の民間病院等の場合) 9,066千円×病床数×事業月数/12	
	イ 地域周産期母子医療センター運営事業 (GCU)	○	○	○	○	1/3	—	運営費	(特別交付税措置の対象となる公立病院の場合) 915千円×病床数×事業月数/12 (それ以外の民間病院等の場合) 2,513千円×病床数×事業月数/12	
	イ 地域周産期母子医療センター運営事業 (搬送受入促進事業)	○	○	○	○	1/3	—	運営費	1日につき1人当たり 13,570円	
	イ 地域周産期母子医療センター運営事業 (母体救命強化加算)	○	○	○	○	1/3	—	運営費	17,917千円×事業月数/12	
	イ 地域周産期母子医療センター運営事業 (麻酔科医配置加算)	○	○	○	○	1/3	—	運営費	13,103千円×確保月数/12	
	イ 地域周産期母子医療センター運営事業 (臨床心理技術者配置加算)	○	○	○	○	1/3	—	運営費	5,966千円×確保月数/12	
	ウ(7) 地域療育支援施設設置運営事業	○	○	○	○	1/2	1/2	運営費	23,985千円×事業月数/12 (4床以上整備する場合、10床を限度として1床あたり7,995千円を増額)	地域療育支援施設設置運営事業に必要な経費
	ウ(4) 日中一時支援事業	○	○	○	○	1/3	1/3	運営費	(病床確保経費) 1日1床あたり 29,110円 (看護師等確保経費) 看護師1日6,350円 看護助手等1日5,320円	日中一時支援事業に必要な経費
	エ 妊婦の診療に係る医療提供体制整備事業	○	×	×	×	1/2	—	—	研修事業 1か所あたり 1,590千円 相談窓口事業 1か所あたり 3,546千円	研修事業及び相談窓口事業に必要な経費
	オ 小児地域支援病院運営事業	○	○	○	○	1/3	—	—	1か所当たり 20,396千円×事業月数/12	小児地域支援病院運営事業に必要な給与費

工医療提供体制推進事業費補助金概要（令和8年度）

事業 分類	事業区分	事業者				補助率	都道府県 負担率	種目	基準額	対象経費
		都道府 県	地方 公共	公的	民間 他					
(3) 看護 職員 確保 対策 事業	7 外国人看護師候補者就 労研修支援事業	○	○	○	○	定額	基準額 以内	—	日本語習得支援事業 (候補者1人当たり) 117千円 就労研修支援事業 1か所当たり 461千円	外国人看護師候補者就労 研修支援事業の実施に必要 な経費
	4 看護職員就業相談員派遣 面接相談事業	×	×	×	○	定額	基準額 以内	—	1か所当たり 365千円	看護職員就業相談員派遣 面接相談事業に必要な経 費
	9 助産師活用推進事業	○	×	×	×	定額	—	—	(協議会運営経費) 1か所当たり 2,110千円 (実態調査、相談・支援窓口経費) 1か所当たり 802千円 (院内助産等普及促進経費) 1か所当たり 321千円	助産師活用推進事業に必要 な経費
(4) 医療 対策 事業	歯科医療安全管理体制推 進特別事業	○	×	×	×	定額	—	—	1か所あたり 892千円	歯科医療安全管理体制推 進特別事業に必要な経費
(5) 院内感染地域支援ネット ワーク事業		○	×	×	×	1/2	—	—	1地域当たり 3,681千円	院内感染地域支援ネット ワーク事業に必要な経費
(6) 対策 事業	地域医療 連携連携体制推進事業	○	×	×	×	1/2	—	—	1か所当たり 5,240千円	医療連携体制推進事業に 必要な経費
(7) 医療 提供 体制 設備 整備 事業	7(7) 休日夜間急患セン ター設備整備事業	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	次のいずれかの額 (人口10万人以上の場合) 4,400(11,000)千円 (人口5万人以上10万人未満の場合) 3,300(8,250)千円	休日夜間急患センターと して必要な医療機器等の 購入費
	7(ウ) 病院群輪番制病院及 び共同利用型病院設備整 備事業	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	1か所当たり (医療機器) 22,000千円 (心臓病専用医療機器) 6,285千円 (脳卒中専用医療機器) 6,285千円	病院群輪番制病院又は共 同利用型病院として必要 な医療機器の購入費
								心電図 受信装置	1か所当たり 2,774千円	心電図受信装置の購入費
	7(エ) 救命救急センター設 備整備事業	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	1か所当たり (医療機器) 256,300千円 ただし、30床未満の場合は、8,470千円/床を減額 し、重症熱傷医療を行う場合は44,000千円を加算 (心臓病専用医療機器) 62,856千円 (脳卒中専用医療機器) 62,856千円 (小児救急専用医療機器) 62,856千円 (重症外傷専用医療機器) 62,856千円	救命救急センターとして 必要な医療機器及び重症 熱傷患者用備品等の購入 費
								心電図 受信装置	1か所当たり 2,774千円	心電図受信装置の購入費
								無線装置	1か所当たり 1,100千円	ドクターヘリとの通信に 必要な無線装置の購入費
	7(オ) 高度救命救急セン ター設備整備事業	×	×	○	○	1/3	1/3	ドクター カー	1か所当たり 58,737千円	ドクターカー及び搭載す る医療機器等の購入費
								広範囲熱傷 用医療機器	1か所当たり 88,000千円	高度救命救急センターと して必要な広範囲熱傷、 指趾切断、急性中毒等の 特殊疾患患者用医療機器 購入費
								指趾切断用 医療機器	1か所当たり 8,542千円	
	7(カ) 急性中毒用 医療機器	×	×	○	○	1/3	1/3	急性中毒用 医療機器	1か所当たり 32,039千円	
7(ハ) 小児救急医療拠点病 院設備整備事業	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	1か所当たり 22,000千円	小児救急医療拠点病院と して必要な医療機器の備 品購入費	
7(ク) 病院間の患者搬送の ための病院救急車活用促 進設備整備事業	○	○	○	○	1/2	—	病院救急車	1か所当たり 26,966千円	病院救急車及び病院救急 車に搭載する医療機器等 の購入費	
7(ケ) ドクターヘリ運航体 制緊急支援設備整備事業	○	○	○	○	1/2	—	医療機器等	(1) 医療機器 1か所当たり10,000千円 (2) 医療資機材 1か所当たり9,400千円	ドクターヘリに搭載する 医療機器及び医療資機材 等の購入費、委託費	
7(コ) 小児救命救急セン ター設備整備事業	○	○	○	○	1/3	1/3	ドクターカー	1か所当たり32,039千円	ドクターカーの購入費及 びドクターカーに搭載す る医療機器等の購入費	
4 小児救急遠隔医療設備 整備事業	○	○	○	○	1/2	1/4	遠隔医療 設備	1か所当たり (支援側医療機関) 25,073千円 (依頼側医療機関) 病院 29,159千円 診療所 23,104千円	遠隔医療の実施に必要な テレパソロジー、テレラ ジオロジー、テレビ電話 等コンピュータ及び付属 機器等の購入費	

工医療提供体制推進事業費補助金概要（令和８年度）

事業 分類	事業区分	事業者				補助率	都道府県 負担率	種目	基準額	対象経費
		都道府県	地方公共	公的	民間他					
	ウ(7) 小児医療施設設備整備事業	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	(都道府県人口規模400万人未満の場合) 26,400千円 (NICUに必要な医療機器を整備する場合の加算) 9,900千円+ (1,650千円×NICU病床数) (16,500千円を限度)	小児医療施設として必要な医療機器等（NICUに必要な医療機器を含む。）の購入費
	ウ(4) 周産期医療施設設備整備事業	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	(都道府県人口規模400万人未満の場合) 31,975千円	周産期医療施設として必要な医療機器等（MFIUに必要医療機器を含む。）の購入費
								ドクターカー	1か所当たり 32,039千円	ドクターカー及び搭載する医療機器等の購入費
	ウ(7) 地域療育支援施設設備整備事業	×	×	○	○	1/2	1/2	医療機器	1か所当たり 3,300千円×病床数 (ただし10床分を限度とする)	地域療育支援施設に必要な医療機器等の購入費
	エ(7) 共同利用施設設備整備事業（公的医療機関等による共同利用施設）	×	×	○	○	1/3	1/3	共同利用高額医療機器	1か所当たり 220,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費
	エ(4) 共同利用施設設備整備事業（地域医療支援病院の共同利用部門）	○	○	○	○	1/3	1/3	共同利用高額医療機器	1か所当たり 220,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費
	オ(7) 基幹災害拠点病院設備整備事業	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	1か所当たり 32,039千円	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費
						1/3	1/3	緊急車両	1か所当たり 31,865千円 外部給電器購入の場合は2,200千円加算	緊急車両(車両常備の医療資器材、テント、発電機等含む)の購入費
	オ(4) 地域災害拠点病院設備整備事業	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	1か所当たり 19,224千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の備品購入費
						1/3	1/3	緊急車両	1か所当たり 31,865千円 外部給電器購入の場合は2,200千円加算	緊急車両(車両常備の医療資器材、テント、発電機等含む)の購入費
	オ(9) NBC災害・テロ対策設備整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	NBC災害・テロ対策用医療機器等	1か所当たり 33,762千円	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費
	オ(1) 航空機搬送拠点臨時医療施設設備整備事業	○	×	×	×	1/2	—	医療機器等	1か所あたり 43,914千円	航空機搬送拠点臨時医療施設設備整備に必要な医療機器等の購入費
	オ(6) 災害拠点精神科病院設備等整備事業	○	○	○	○	1/3	1/3	システム端末等	1か所あたり 8,676千円	災害拠点精神科病院及び日本DPATを有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費
	オ(6) 医療施設非常用通信設備整備事業	×	×	○	○	1/3	1/3	通信設備	1か所あたり 741千円	災害時における通信手段確保を図るために必要な通信設備の購入費
	オ(4) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	1か所あたり 19,224千円	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費
		×	×	○	○	1/3	1/3	緊急車両	1か所あたり 31,685千円	緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の購入費
	キ HLA検査センター設備整備事業	×	×	○	○	1/2	1/2	医療機器	1か所当たり 22,000千円	組織適合検査に必要な検査機器、臓器保存器の購入費
	ク 院内感染対策設備整備事業	×	×	○	○	1/3	1/3	初度設備	1か所当たり (1) 50床未満 1,066千円 (2) 50床以上100床未満 1,386千円 (3) 100床以上200床未満 2,243千円 (4) 200床以上300床未満 3,416千円 (5) 300床以上 4,590千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費
	ケ 環境調整室設備整備事業	○	△	×	×	1/3	1/3	検査機器	1か所当たり 38,762千円	環境調整室に必要な検査機器の購入費

エ医療提供体制推進事業費補助金概要（令和８年度）

事業分類	事業区分	事業者				補助率	都道府県負担率	種目	基準額	対象経費
		都道府県	地方公共	公的	民間他					
(7) 医療提供体制整備事業	コ 内視鏡訓練施設設備整備事業	×	×	○	○	1/2	1/2	手術台等	1 か所当たり 220,000千円	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、無影灯、スコープ、光源装置等の購入費
	サ 医療機関アクセス支援車整備事業	○	△	×	×	1/3	1/3	マイクロバス	1 台当たり 2,828千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費
								ワゴン車等	1 台当たり 1,474千円	医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費
(8) 対策アスベスト事業	アスベスト除去等整備促進事業	○	○	○	○	定額	基準額以内	－	1 棟当たり 250千円	病院の石綿含有保温材等の使用状況等の調査に必要な請負費
(8) 医療コンテナ活用促進事業	医療コンテナ活用促進事業	×	×	○	○	1/3	－	－	1 か所当たり 11,227千円	医療コンテナ及びコンテナに搭載する医療用資器材・その他資器材の賃借料、運搬・設置料、謝金（効果検証に必要なものに限る。）

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「地方公共」…都道府県を除く地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間他」…上記以外の者

○…事業者となり得る

△…（間接）一部事業者となり得る

×…事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助事業に係る都道府県の最大の負担率（持ち出しとなる率）である。

なお、○/○以内の場合には、都道府県の持ち出しは０とすることも可能。

また、「－」は間接補助となる場合がないことを示している。